

Business Certificate news

No.TCCI-138

Date : 2020 年 10 月 5 日

[注意喚起] 香港向けモクズガニ輸出に関する衛生証明書について

香港向けの日本産モクズガニ(Eriocheir japonicus)輸出に関しては、香港政府より指定フォーマットによる衛生証明の提出を求められております(農林水産省HP [取扱要綱](#)/[フォーマット](#))

当所における当該衛生証明書の発行については、別紙のフォーマットをご参照の上、申請者にて作成し、サイン証明としてご申請をお願いいたします。その際、典拠資料として、漁獲場所の分かる資料(※1)を添えてください。

ご申請の際は、「衛生証明」(サイン証明)＋「典拠資料」を必ずセットでご持参ください。 ※1

また、ご申請された衛生証明(サイン証明)は、商工会議所の発給ルールに基づいて審査をします。必ず、事前に[サイン証明の作り方](#)をご確認ください。

※1 漁獲場所の分かる典拠資料について

- ・自社ではない第三者発行の資料であること
- ・「モクズガニ」(商品名)、漁獲量が明記されていること。
- ・漁獲場所(海 or 川の名前＋都市名)が明記されていること。
(例:漁獲証明、納品書、請求書など) フォトコピーで可

【Q&A】

Q1) ③Description of Product の a)Mode of presentation には何を記入するのか。

⇒ カニの状態(生、冷凍など)をご記入ください。

Q2) ⑤Producing district と ⑦Capturing area には同じ場所が入るのか。

⇒ ⑤に(漁獲した都道府県)、⑦は(漁獲した海 or 川の名前)＋(都道府県)をご記入ください。

Q3) ⑥A product classification には何を記入するのか。

⇒漁獲方法(養殖、野生捕獲など)をご記入ください。

以上